

社会福祉法人 慶桜会

作成 令和7年1月28日

改訂

『感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の指針』

- 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための基本的考え方
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- 3 感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- 4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する基本方針
- 5 利用者等に対する当該指針の観覧に関する基本方針

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の基本的考え方

社会福祉法人慶桜会は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が数多く生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを常に認識しなければなりません。

このような前提にたって当法人では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、常日頃から対策を実施するとともに、感染症発症時には敏速で適切な対応に努めます。

私たちは、施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたって基本理念を理解し、施設全体でこの事柄に取り組みます。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

① 感染症・食中毒の予防・まん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、委員会を設置し、施設全体で取り組みます。

感染対策担当者を看護師から選任します。

② 平常時の対応

(1) 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。清潔区域・不潔区域の整備の充実を図るとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気・清掃・消毒を定期的に行い、清潔区域・施設内の衛生管理・清潔の保持に努めます。

(2) 感染症対策

日頃から職員の手洗い・手指消毒・うがいを徹底し、感染予防のため、常時マスク着用を徹底します。また、入居者・利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策を実行します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。入居者・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ・発生状況の把握
- ・まん延防止の為の措置

- ・有症者への対応
- ・関係機関との連携
- ・行政への報告

3 感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、「衛生・褥瘡対策委員会」を設置します。

② 衛生・褥瘡対策委員会の開催

衛生・褥瘡対策委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名ずつ選出し、毎月 1 回委員会を開催する。

③ 衛生・褥瘡対策委員会の主な役割

- (1) 感染予防及び発生時の対応
- (2) 各マニュアルの作成
- (3) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への
- (4) 連絡体制の整備
- (5) 入居者、利用者、職員の健康状態の把握と対応策
- (6) 新規入居者・利用者の感染症の既往の把握と対応策
- (7) 委託業者への感染症及び食中毒まん延予防の周知徹底
- (8) 業務継続計画に基づく対応と連動
- (9) 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

4 感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための職員研修に関する基本方針

介護職員に関わる全ての全ての職員に対して、職員教育を行います。

- (1) 定期的な研修・訓練（年 2 回ずつ）の実施。
- (2) 任者に対する感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

5 職員の健康管理について

下記の項目を職員の健康管理の一環として実施していきます。

- (1) ワクチン接種の推奨
- (2) 定期健診

(3) 体調把握

(4) 自身による健康管理への啓発

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも入居者・利用者及び家族が自由に閲覧できるものとしします。